

## 第3章 三位一体の改革

ここでは、三位一体の改革についてわかりやすく説明します。

### 三位一体の改革とは、何ですか？

三位一体の改革とは、次の3つの改革を同時に行うものです。

- 1 地方は自らの創意工夫と責任で政策を決める
- 2 地方が自由に使える財源を増やす
- 3 地方が自立できるようにする

を基本方針として、次の3つの改革を同時に行うものです。

- 1 国庫補助負担金の廃止削減
- 2 国から地方への税源移譲
- 3 地方交付税の見直し

これら、3つの改革を同時に進めるので、一般に、三位一体の改革と呼ばれています。

### 今なぜ、三位一体の改革が必要なのですか？

#### ～「地方にできることは、地方に」～

平成12年4月から「地方分権一括法」が施行され、国と地方は、「対等・協力」の新しい関係に立つこととなりました。これにより、一定の権限が地方へ移譲されましたが、財源の移譲については未解決となっています。

現在、私たちの生活に密接な行政サービスのほとんどが地方で行われていますが、地方独自の税収は国と地方全体の3割程度しかありません。残りは、国庫補助金や地方交付税等、国から配分される財源に大きく依存しています。

真の地方分権のためには、権限だけでなく財源も地方に移譲されなければなりません。

宮城県では、「三位一体の改革」の本来の目的を明確にするために、「地方財政自立改革」と言い換えています。つまり、地方財政自立改革（三位一体の改革）とは、真の地方自治を実現するため、地方が財政面で自立する改革なのです。

### 地方財政自立計画（三位一体の改革）によって、どんなメリットが生まれますか？

これまで、地方の財源が少なく、行政サービス提供にあたり国から補助金などの助成を得る必要がありました。そのため、国の補助制度が定めた全国一律基準で事業を行わざるを得ないなど、地域や住民のみなさんの声を反映させることが難しいのが問題となっていました。

しかし、地方財政自立改革（三位一体の改革）により、多くの行政サービスを住民の皆さんに納めていただいた税金で行うことができ、地域や住民のみなさんの声をより反映させた行政サービスを行うことが可能になります。

#### 地方への税源移譲で、例えばこんなメリットが生まれます。

#### 1 福祉分野などの行政サービスがアップします。

地域の実情に合わせて、幼稚園の空き教室や市街地のビルの空きテナントなどを利用した小規模保育所・介護関係施設を作ったりすることができます。



#### 2 地域の実情に合わせた教育が実現します。

少人数教育・障害のある子とそうでない子が一緒に学べる教育など住民ニーズに沿った多様な教育を、地方の主体性のもとで進めて行くことができます。



#### 3 より効率的な公共事業が実現します。

担当する国の省庁が異なるため、同じような事業でも別々に行われていた道路・下水道の整備をまとめて行うことができます。これにより、地域の実情に合わせて、より短い期間で効率よく整備が進められます。



#### 4 県・市町村の事務効率化が期待できます。

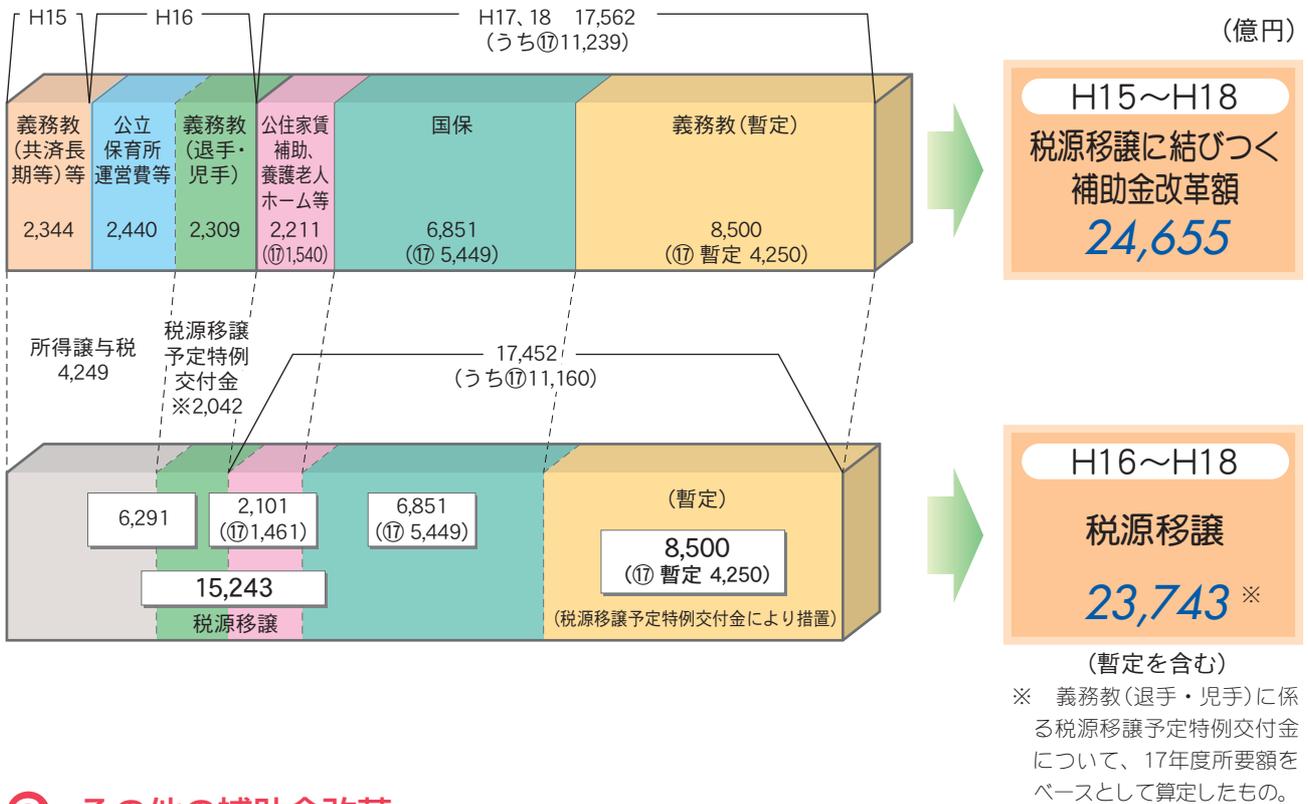
国への補助金申請、国の会計検査等に要する地方の膨大な書類作成などの手間と労力を、他の業務に有効活用することができます。



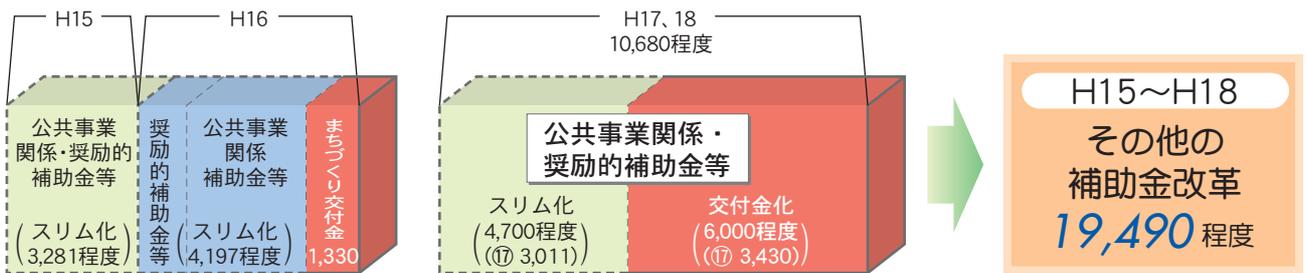
# 今後、地方財政自立改革(三位一体の改革)はどのように進められていきますか？

平成16年11月、政府と与党は平成18年度までの改革の方針について合意し、約3兆円の税源移譲に結びつく国庫補助金の見直し等を行うことが盛り込まれました。この合意に基づき、現在(17年3月)までに決まった税源移譲は全体の8割の2.4兆円であり、残りの0.6兆円については、先送りされているほか、義務教育費国庫負担金は暫定措置とされています。これらについては、平成17年度において結論を得ることとしています。

## ① 税源移譲に結びつく補助金改革のイメージ(概数) 平成17年度ベース



## ② その他の補助金改革



### 注

1. 上記のうち、平成16年度から税源移譲予定特例交付金により措置することとした義務教の退手・児手の所要額は年度によって変動する。
2. 「その他の補助金改革」に係る平成17, 18年度に係る数値は、平成16年11月26日の政府・与党合意ベースである。
3. 上記のほか、平成15年度に高速自動車国道の新直轄方式導入等により930億円が自動車重量譲与税に税源移譲されている。

地方交付税については、平成18年度までは必要な行政課題に対して適切に財政措置を行い、地方の安定的な財政運営に必要な総額が確保されることとなりました。また、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対して適切な対応が実施されます。

しかしながら、地方財政自立改革は、これで終わりではありません。真の地方分権を実現するためには、18年度までの改革に限らず、今後も国に粘り強く国庫補助金見直し・税源移譲の拡大等を働きかけることが必要です。県では、住民の皆さんの声をより行政サービスに反映できるように、地方財政自立のための改革を今後も推進していきます。